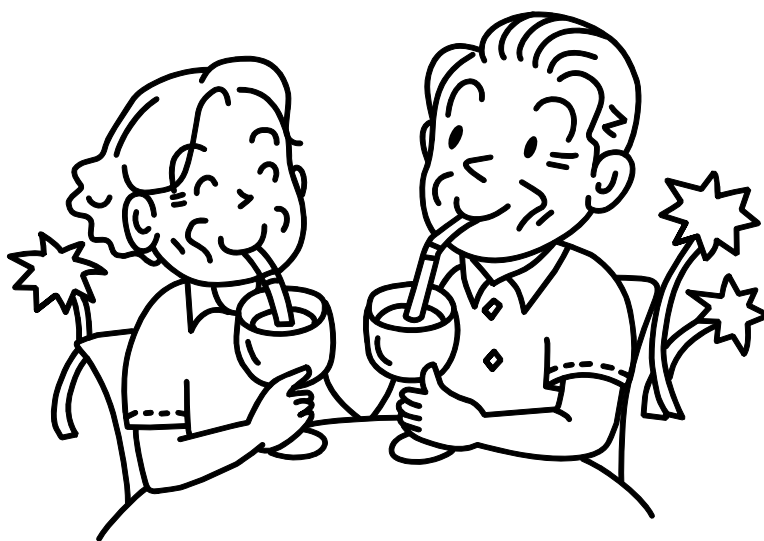


筑後市高齢者虐待防止マニュアル



筑後市地域包括支援センターいきいき

第一章 高齢者虐待の定義と種類

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. 高齢者虐待の定義 | 1 |
| 2. 虐待の種類およびその内容と具体例 | 2 |
| 3. セルフネグレクト（自己放任） | 3 |
| 4. 養介護施設従事者等による高齢者虐待 | 4 |
| 5. 養介護施設における身体拘束について | 5 |
| 1) 身体拘束の禁止 | |
| 2) 「緊急やむを得ない場合」における身体拘束 | |

第二章 筑後市高齢者虐待防止のためのネットワーク

- | | |
|--------------------------|----|
| 1. 筑後市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会 | 7 |
| 2. 「福岡高齢者虐待対応チーム」との連携 | 8 |
| 3. どこに相談したらいいの?? | 9 |
| 4. 人権相談 | 10 |

第三章 高齢者虐待に気付いたら!!

- | | |
|---------------------------|----|
| 1. 市町村への通報 | 11 |
| 1) 養護者による高齢者虐待の防止 | |
| 2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止 | |
| 2. 守秘義務 | 11 |
| 1) 高齢者虐待対応者における守秘義務 | |
| 2) 通報と個人情報保護 | |
| 3. 高齢者虐待発見チェックリストを活用しよう!! | 13 |

第四章 高齢者虐待への対応

- | | |
|-----------------------|----|
| 1. 高齢者虐待への対応の流れ | 14 |
| 1) 相談・通報 | |
| 2) コアメンバー会議 | |
| 3) 事実確認 | |
| 4) 個別ケース会議 | |
| 5) 立入調査 | |
| 6) 高齢者、養護者への支援 | |
| 7) 評価・終結 | |
| 資料 | |
| 権利擁護相談受付票 | 19 |
| 事実確認項目（サイン） | 20 |
| 緊急判断レベルとその判断基準および支援方法 | 21 |
| 高齢者虐待対応ケース支援計画書 | 23 |

第五章 どんな制度が利用できるだろう??

- | | |
|----------------------|----|
| 1. 成年後見制度 | 24 |
| 1) 法定後見制度 | |
| 2) 成年後見人（保佐人・補助人）の仕事 | |
| 3) 任意後見制度 | |
| 4) 申立て費用 | |
| 5) 相談窓口 | |
| 2. 日常生活自立支援事業 | 27 |
| 1) サービスの内容 | |
| 2) 相談窓口 | |

資料

- | | |
|-------------------------------|----|
| 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 | 28 |
|-------------------------------|----|

第一章 高齢者虐待の定義と種類

高齢者がその人らしく住み慣れた地域で安心して安全に暮らすことができるよう、高齢者虐待の防止と虐待を受けている高齢者の保護のための措置、また高齢者を支える養護者の負担の軽減を目的として、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が平成 18 年 4 月 1 日に施行されました。

高齢者虐待防止法第 4 条では、高齢者虐待の防止や養護者支援の重要性の理解を深め、国や市町村が講ずる高齢者虐待の防止や養護者支援のための施策に協力するよう努めることが国民の責務であるとされています。

1. 高齢者虐待の定義

高齢者虐待防止法では、高齢者を 65 歳以上の者と定めています（高齢者虐待防止法第 2 条第 1 項）。また養護者を、「高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外のもので」と定めており（第 2 項）、具体的には、高齢者の介護や世話をしている家族、親族、同居人等が考えられます。

「高齢者虐待」とは、「養護者による高齢者虐待及び、養介護施設従事者等による高齢者虐待」と定めています（第 3 項）。「虐待」というと、叩く、蹴るなどの暴力的な行為が思い浮かびますが、虐待にあたる行為はそれだけではありません。

「高齢者虐待防止法」では、高齢者への虐待として「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の 5 つを挙げています（第 4 項）。

虐待をする側もされる側も、虐待だと自覚していない場合が多いのが現状です。どのような行為が虐待にあたるのか、しっかり認識しておく必要があります。

- | | |
|--------------------|--|
| i 身体的虐待 | ：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 |
| ii 介護・世話の放任（ネグレクト） | ：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。 |
| iii 心理的虐待 | ：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 |
| iv 性的虐待 | ：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 |
| v 経済的虐待 | ：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 |

2. 虐待の種類およびその内容と具体例

虐待の種類	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	暴力的行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や、外部と接触させないようにする行為 ●たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる、無理やり食事を口に入れる ●ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に飲ませる など
介護・世話の 放棄・放任 (ネグレクト)	意図的であるか結果的であるかにかかわらず、介護や生活の世話を 行っている家族が、介護や世話を放棄する行為 ●長時間の空腹状態、脱水症状、栄養失調の状態にある ●おむつを放置する、劣悪な状態や住環境の中に放置する など
心理的虐待	脅しや侮辱の言葉、威圧的な態度、無視、嫌がらせなど、精神的・ 情緒的に苦痛を与える行為 ●排泄などの失敗を嘲笑したり、人前で話したりして恥をかか せる ●怒鳴る、ののしる、悪口を言う、意図的に無視する など
性的虐待	本人との合意がなく性的な行為を行ったり、強要したりする行為 ●懲罰的に下半身を裸にして放置する ●キス・性器への接触、セックスを強要する など
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人が望む金銭の使用 を理由なく制限する行為 ●本人のお金を必要な額渡さない、使わせない ●本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反し て使用する など

(厚生労働省 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について より)

※虐待者や被虐待者の「自覚」は問いません

上記のような行為を行っている人（虐待者）にその行為が高齢者虐待にあたるという自覚がなかったとしても、その行為の結果として高齢者本人の権利が侵害される状態となっていれば、それは高齢者虐待とみなし支援を行う必要があるといえます。

被虐待者の心理として、自分が不当・不適切な扱いを受けていると感じながらも、親族をかばうなどの気持ちから、第三者に対してはこれを認めない場合があります。また、長年の家族関係の中で、客観的には高齢者虐待に当たるほどの不当・不適切な扱いを受けていても、それが日常的であり、あきらめてしまっている場合もあります。さらには、上記のような行為を虐待者により受けている人（被虐待者）が、自分が虐待されていると自覚していない場合があります。

被虐待者や虐待者が、虐待の事実を認めない場合や、被虐待者が虐待者から虐待を受けているという自覚がない場合であっても、客観的にみて高齢者の権利が侵害されている状態にある場合には、高齢者虐待に当たるものとして支援を行います。

3. セルフネグレクト(自己放任)

高齢者が、認知症やうつなどのために生活に関する能力や意欲が低下し、自分で身の回りのことができないなどのために、客観的にみると本人の人権が侵害されている場合があります。

このように、自己の身体的、精神的な健康の維持にとって必要な医療や衣食住を拒むなど、生命や健康に悪影響を及ぼす状況に、自ら追い込むことをセルフネグレクト（自己放任）と言います。

セルフネグレクトは、高齢者虐待防止法における虐待の定義には定められていません。しかし高齢者の尊厳を図るという観点から、支援を必要としているという「状態」に着目し、虐待の一種として捉え、適切な対応を図っていくことが求められます。

セルフネグレクト（自己放任）のサイン [参考]

- ・脱水症状、栄養不良、未治療又は不適切な治療状況、不衛生状況
- ・危機的、非安全な生活水準（例：不適切な配線状況、室内トイレなし、暖房なし、配水設備の不備等）
- ・不衛生又はきたない住居（例：害虫の出没、トイレの故障、尿のにおい、悪臭等）
- ・不適切又は不十分な着衣状況
- ・必要な医療補助具の欠如（例：眼鏡、補聴器、義歯等）
- ・金銭管理ができず、不適切な金銭の蓄え

米国高齢者虐待問題研究所（ National Center on Elder Abuse ）による
（東京都高齢者虐待対応マニュアル 第1章高齢者虐待とは より）

4. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、養介護施設の職員が、当該養介護施設に入所し、当該養介護施設を利用する高齢者に対して行う行為のことをいいます。（第2条第5項の1）

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放任（ネグレクト）
：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

また、「養介護施設」とは、以下の7つの種類の施設のことを指しています。

1. 老人福祉施設
2. 有料老人ホーム
3. 地域密着型介護老人福祉施設
4. 介護老人福祉施設
5. 介護老人保健施設
6. 介護療養型医療施設
7. 地域包括支援センター

また、養介護事業の業務に従事する職員が、当該養介護事業が提供するサービスを受け高齢者について行う第5項の1に掲げる行為についても「養介護施設従事者等による高齢者虐待」と定めています（第5項の2）。

「養介護事業」とは以下の7種類の養介護事業を指しています。

1. 老人居宅生活支援事業
2. 居宅サービス事業
3. 地域密着型サービス事業
4. 居宅介護支援事業
5. 介護予防サービス事業
6. 地域密着型介護予防サービス事業
7. 介護予防支援事業

5. 養介護施設における身体拘束について

1) 身体拘束の禁止

平成 12 年 4 月の介護保険法施行に伴い、介護保険施設等における入所者（利用者）に対する身体拘束は、利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない」場合を除いて原則禁止されました。

介護保険施設等の運営に関する基準では、「当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。」と定められています。

具体的には下記のような行為が身体拘束に該当します。

- ・ 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢等をひもで縛る
- ・ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ・ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y 字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ・ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- ・ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ・ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ・ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

（厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き』, 2001）



2) 「緊急やむを得ない場合」における身体拘束

介護保険制度の施行に伴い身体拘束は原則禁止されましたが、介護保険施設等の運営に関する基準では、「身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。」とされており、「緊急やむを得ない場合」には例外的に身体拘束が認められています。

例外的に身体拘束が認められる「緊急やむを得ない場合」とは、ケアの工夫では十分に対処できないような、「一時的に発生する突発事態」のみに限定されます。安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体拘束を行うことのないよう、慎重な判断を行うことが求められます。

「緊急やむを得ない場合」の判断

1) 例外三原則: 3つの条件をすべて満たすことが必要。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

「非代替性」の判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法がないことを複数のスタッフで確認する必要がある。

また、拘束の方法も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

2) 慎重な手続き: 極めて慎重に手続きを踏むことが求められている。

① 例外三原則の確認等の手続きを、「身体拘束廃止委員会」等のチームで行い、記録する。

② 本人や家族に、目的・理由・時間(帯)・期間等をできる限り詳しく説明し、十分な理解を得る。

③ 状況をよく観察・検討し、要件に該当しなくなった場合はすみやかに身体拘束を解除する。

(厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き』, 2001)

第二章 筑後市高齢者虐待防止のためのネットワーク

筑後市では、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、地域における高齢者虐待の防止や、高齢者を介護している養護者の支援のための高齢者虐待防止ネットワークを形成するため、高齢者虐待防止ネットワーク運営事業を行っています。

1. 筑後市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会

筑後市では筑後市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催し、高齢者虐待防止について、地域住民への広報・普及活動をいかに行うのかについての具体的な方法の検討や、各関係機関が、高齢者虐待事例に対してどのような点で支援を行うことができるのかについての検討を行っています。

運営委員会の委員は、民生委員会や行政区長会、校区福祉会等の地域で活動する組織の役員や、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会の職員、警察署や消防署などの専門機関職員、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、医療機関などの保健医療福祉分野の専門機関に所属する職員、その他市長が必要と認めた者に市長が委嘱することとなっています。

◇早期発見・見守りネットワーク部会

行政区長会
民生委員会
校区福祉会
社会福祉協議会
筑後市立病院
居宅サービス事業所代表
筑後市地域包括支援センター（地区ステーション）

◇関係専門機関介入ネットワーク部会

居宅介護支援事業所代表
八女人権擁護委員会
筑後警察署
筑後市消防署
筑後市健康づくり課高齢者支援係
筑後市地域包括支援センター（地区ステーション）

2.「福岡高齢者虐待対応チーム」との連携

今日、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとっては高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要です。そこで、福祉に携わる弁護士と社会福祉士とが連携し、市町村に対して専門的な知識やノウハウ等を提供することで、高齢者の人権を擁護することを目的とし、高齢者虐待対応チームが立ち上げられました。

福岡高齢者虐待対応チームは、契約市町村に対し下記のような対応を行います。

- ・ 契約市町村に対する高齢者虐待に関する電話相談、来所相談、出張相談
- ・ 契約市町村が実施する高齢者虐待ケース会議、事例検討会への出席および助言
- ・ 高齢者虐待防止に関する研修会への講師派遣

市町村に対する相談の対応、助言、ケース会議等への出席は、原則として弁護士と社会福祉士の2名が同席して対応することとなっています。

筑後市においても福岡高齢者虐待対応チームと契約を交わしています。具体的には、福岡高齢者虐待対応チームの弁護士や社会福祉士へ、高齢者虐待事例への対応について電話相談を行ったり、個別ケース会議への出席を依頼して、専門家としての助言を仰ぎます。また、高齢者虐待防止に関する研修会の講師を依頼しています。



3. どこに相談したらいいの??

筑後市では、高齢者虐待の防止及び養護者支援のため、筑後市地域包括支援センターに高齢者虐待相談窓口を設置しています。また、より地域に密着した相談窓口として、筑後市地域包括支援センター地区ステーションに高齢者虐待相談窓口を業務委託しています。

その他、筑後警察署防犯係や筑後市立病院地域医療支援室でも相談を受け付けています。

「高齢者虐待ではないだろうか? 気になるなあ…」と感じる時は、下記相談窓口にご相談してください。

相 談 窓 口	住所	TEL	FAX
筑後市地域包括支援センター 「いきいき」	筑後市山ノ井 898	0942-53-4162	0942-53-4234
クリーンパル・ゆう ステーション	筑後市西牟田 6365-7	0942-52-8885	0942-51-1102
芳樹園ステーション	筑後市鶴田 555-1	0942-53-2134	0942-52-5229
社会福祉協議会ステーション	筑後市野町 680-1	0942-52-9123	0942-52-9030
筑後警察署 防犯係	筑後市山ノ井 338	0942-52-0110 (代表)	
筑後市立病院 地域医療支援室	筑後市和泉 917-1	0942-53-7511 (代表)	0942-42-1856

どこの相談窓口にご相談されてもかまいません。相談しやすい窓口にご相談してください。

4. 人権相談

法務省人権擁護局には、人権相談所が設置されています。毎日の生活の中で、これは人権上問題でないだろうかと感じた際に、気軽に相談できる場所として開設されています。

①常設人権相談所

場所	相談窓口	住所	TEL
福岡法務局八女支局	平日の午前8時30分 から午後5時15分まで	八女市稲富127	0943-23-2603

②インターネット人権相談受付（24時間受付）

法務省人権擁護局では、人権相談をインターネットでも受け付けています。

③人権擁護委員

人権擁護委員は、市町村で人権擁護活動を行う、法務大臣から委嘱された民間の人たちです。

筑後市では、月1回サンコア（筑後市勤労者家庭支援施設）で、『なんでも人権相談』を実施しています。

また、各地域で開催されている地域デイサービスで人権相談を実施したり、人権に関する講演会を開催するなどの活動を行っています。

人権擁護委員	住所	TEL
紫原 元樹	筑後市西牟田 3645-2	0942-53-6431
立野 和子	筑後市鶴田 438-2	0942-52-5619
久保 恵子	筑後市羽犬塚 348-7	0942-53-7633
中富 捷士	筑後市常用 800-13	0942-53-7495
津留 洋子	筑後市上北島 1-18	0942-53-0826
森山 早苗	筑後市蔵数 529-22	0942-53-1790

(H22年7月末 現在)

第三章 高齢者虐待に気付いたら!!

1. 市町村への通報

1) 養護者による高齢者虐待の防止

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を発見した者は、高齢者虐待を受けている高齢者の生命や身体に重大な危険がある場合は、市町村への通報が義務付けられています。これを通報義務と言います（高齢者虐待防止法第7条第1項）。

また、生命又は身体に重大な危険が生じていない場合でも、市町村に通報するよう努めなければならないとされています（第2項）。これは、本人や家族が虐待ではないと否定した場合や、虐待と言えるのだろうか…？と判断に迷う場合でも、窓口へ相談することが望ましいと解釈されます。これを努力義務と言います。

2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

養介護施設従事者等（施設職員）が、養介護施設又は養介護事業において、施設職員等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、市町村に通報しなければならないと定められています（第21条第1項）。

また、養介護施設従事者等（施設職員）以外の者で、施設職員等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、速やかに市町村に通報しなければならないと定めています（第2項）。

高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていない場合でも、市町村に通報する努力義務が明記されています（第3項）。

2. 守秘義務

1) 高齢者虐待対応者における守秘義務

高齢者虐待を発見し、通報しようと思った際に、「通報したことを知られたくない」「通報者が自分だと特定されては困る」など、通報を躊躇する場合もあると思われます。

通報や相談を受けた筑後市地域包括支援センターの職員には、通報者や相談者が特定されるような情報を漏らしてはならないという守秘義務が定められています（第8条）。さらに、高齢者虐待事例の関係機関の職員にも、同様に守秘義務が課せられています（第17条第2項）。

また、施設の職員等から自身が勤務している施設で起きた高齢者虐待について筑後市や筑後市地域包括支援センターに通報があった場合も同様に、通報者が特定されるような情

報を漏らしてはならないとされています。

2) 通報と個人情報保護

個人情報保護により「通報して良いのだろうか…」と通報することをためらう場合があるかもしれません。

しかし、高齢者虐待防止法第7条第3項に、通報義務は守秘義務よりも優先される旨が規定されていますので、安心して通報してください。

個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合で、本人の同意を得ることが困難であるときは例外とされ、本人の同意がなくても第三者に情報を提供できるとされています（個人情報保護法第23条）。この規定は、民生委員等の守秘義務が課せられている役職に就く者にも適用されます。

高齢者虐待事例は、当該高齢者の生命や身体、財産の保護が必要であると考えられるため、この例外規定に該当するものと考えられます。

（個人情報保護法第23条）

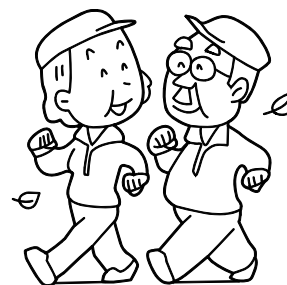
個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一) 法令に基づく場合

二) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

養介護施設従事者等は、通報をしたことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないことが定められています（第21条第7項）。

また、公益通報者保護法（平成18年4月施行）においては、労働者が事業所内部において法令違反が生じ、または生じている旨を通報した場合の①解雇の無効②その他不利益な取り扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、退職の強要等）の禁止が定められています。



3. 高齢者虐待発見チェックリストを活用しよう!!

最悪の事態に至る前に、実は周囲の人が異変に気付いていた、ということも少なくありません。

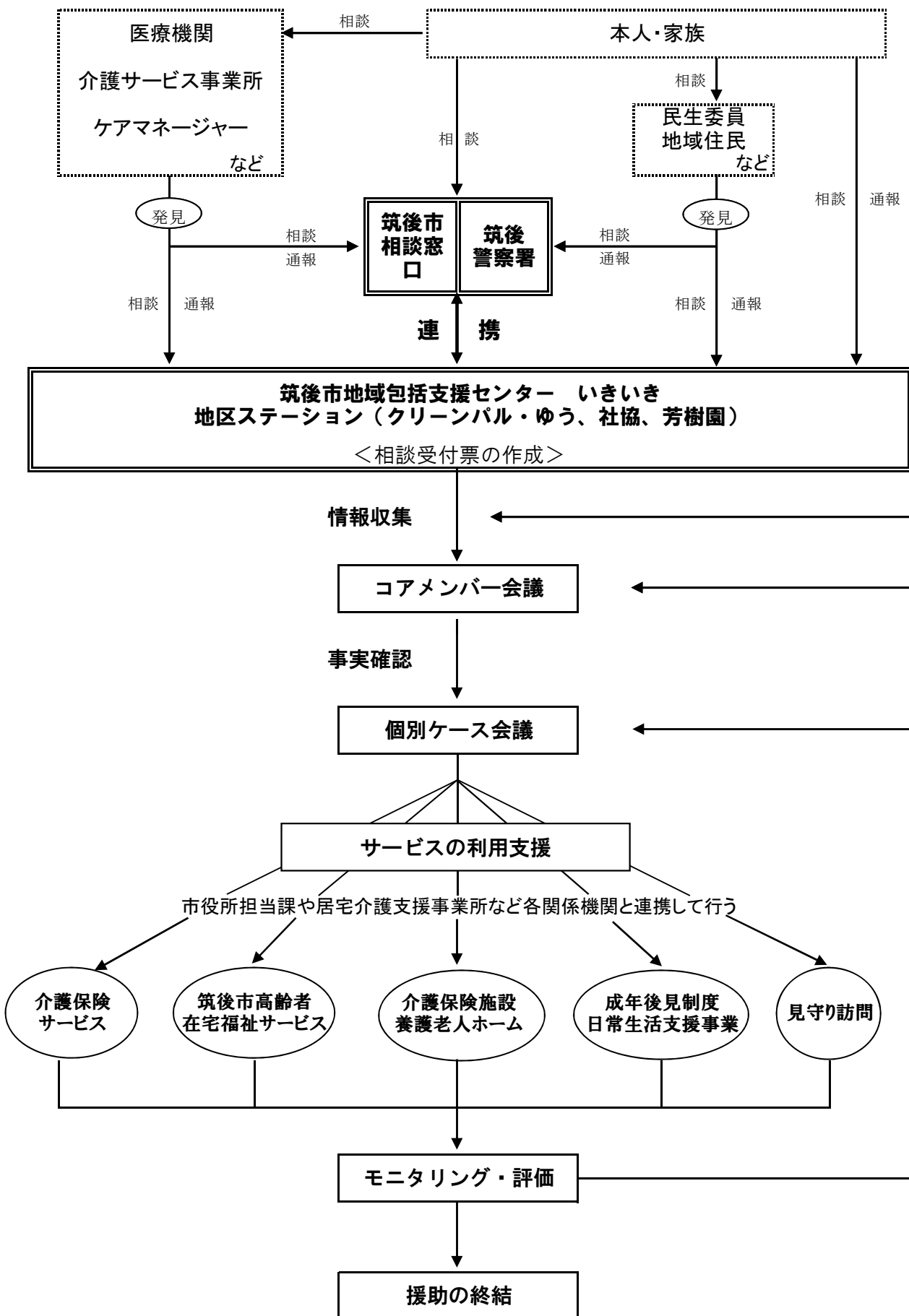
「ちょっと変だな」と感じたら、高齢者虐待発見チェックリストを活用してください。チェックリストに当てはまったり、「もしかして？」と思うようなことがあれば、「たいしたことはないだろう」と自己判断せずに、相談窓口に連絡をしてください。

しかし、チェックリストに当てはまる全ての場合で高齢者虐待が行われているわけではありません。実際に虐待があっているかどうかの判断は、相談者や通報者が行うものではなく、相談・通報を受けたのち、筑後市地域包括支援センターが高齢者虐待防止マニュアルに沿って、事実確認・虐待の有無の判断を行います。

高齢者虐待発見チェックリスト	
○印	気付いたこと！気になること！
	1. 暴力を受けている、どなられる、年金を取られるなどと訴えている
	2. あざや傷があるのに理由を聞いてもはっきりしない
	3. 家族が介護でとても疲れていたり、高齢者の悪口を言っている
	4. 介護や病気について相談する人がいないようだ
	5. 一人暮らしや高齢夫婦世帯で、最近、姿を見かけなくなった
	6. 高齢者を訪ねると家族に嫌がられたり、会わせてもらえない
	7. 昼間でも雨戸がしまっている
	8. 家の周囲にゴミが放置されたり、異臭がする
	9. 郵便受けが新聞や手紙で一杯になっている
	10. 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする
	11. 暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者が長時間外にいる
	12. 高齢者が道路に座り込んだり、徘徊していることがある
	13. 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない
	14. 高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない
	15. 最近、セールスや営業の車が来るようになった
	16. 家族がいるのに、いつもコンビニなどで一人分のお弁当を買っている

東京都老人総合研究所作成「高齢者と家族の幸せのために」より

第四章 高齢者虐待への対応



1. 高齢者虐待への対応の流れ

高齢者虐待防止法では、本人や家族、民生委員等の地域住民や、担当ケアマネージャー、医療機関等から筑後市や筑後市地域包括支援センターに相談・通報があった場合は、速やかに高齢者の安全の確保、事実確認を行い、今後の対応を協議することとされています（高齢者虐待防止法第9条）。

協議の結果を受け、高齢者を保護したり、在宅福祉サービスの利用支援を行います。

また被虐待者だけでなく、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談・助言等の支援にも取り組むこととされています（第14条）。

1) 相談・通報

相談・通報は、筑後市地域包括支援センターや地区ステーションに直接寄せられる場合と、筑後市のさまざまな窓口寄せられる場合が考えられます。その後、相談・通報を受けたさまざまな窓口から、筑後市地域包括支援センターへ連絡をしてもらい、連携して対応していくこととしています。

相談・通報を受けた筑後市地域包括支援センターは、虐待の具体的な内容や程度、被虐待者と虐待者の現在の状況、介護サービス等サービスの利用状況などの情報を関係機関から収集します。関係機関からの情報収集は、担当者に面接したり、電話連絡により行います。

情報収集を行ったのち、相談受付票を作成します。

被虐待者が自ら警察署に通報したり、保護を求めたりすることや、救急車要請があり救急隊が訪問した際に、高齢者虐待が疑われるような状況に遭遇することもあります。このような場合には、警察署や消防署から筑後市地域包括支援センターに相談・通報してもらうことになります。

2) コアメンバー会議

筑後市地域包括支援センターが相談・通報内容についての情報収集を行ったのちに、コアメンバー会議を開催します。この会議は、虐待の有無、緊急性の判断を行い、当面の支援計画（支援内容と支援に対する役割分担）を策定することを目的としています。また、やむを得ない措置や立ち入り調査の必要性についても判断します。

コアメンバー会議は、筑後市地域包括支援センター次長、主任ケアマネージャー、保健師、社会福祉士、地区ステーション職員が出席して行いますが、必要に応じて、民生委員や担当ケアマネージャーなど、相談・通報があった事例に関係する人を招集する場合があります。

また、やむを得ない措置などの必要性があると考えられる場合には、高齢者支援係を招集するなど、状況に応じて市の担当部署を招集することもあります。

3) 事実確認

高齢者虐待に関する通報、届出があった場合には、速やかに、高齢者の安全確認、事実確認のための措置を講ずる必要があります（第9条）。コアメンバー会議ののち、筑後市地域包括支援センターが事実確認を行います。

高齢者虐待対応における事実確認とは、通報内容に関する事実確認を行うことを言い、具体的には、下記のような内容の確認を行います。

- ① 被虐待者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握
- ② 相談・通報のあった高齢者虐待事例に関する情報（虐待の種類や程度、事実と経過）の収集
- ③ 被虐待者や養護者、その他の家族の状況把握
- ④ 介護保険サービスや高齢者福祉サービス等を利用している場合、サービスの利用状況に関する情報の収集

虐待の事実を確認するためには、できるだけ訪問して状況を把握することが望ましいと考えられます。しかし、高齢者や養護者が非常に警戒していたり、訪問を拒否する場合もあり、そのようなときには高齢者や養護者と関わりのある機関や親族、民生委員等の地域住民の協力を得ながら情報収集を行います。

また、養護者が高齢者虐待をしているという認識がない場合や、虐待でない場合もあるため、虐待という言葉を使わず、高齢者や養護者との関係作りができるよう慎重に訪問調査を行います。

4) 個別ケース会議

事実確認後、個別ケース会議を開催し、被虐待者や虐待者（養護者）への支援計画（今後の支援方針、支援内容等）を作成します。支援計画を作成する中で、関係機関の役割分担や連絡体制の整備も行います。

この会議は、定期的には開催されるものではなく、必要に応じてその都度開催することとしています。

会議参加者は固定的なものではなく、個別の高齢者虐待事例に応じて招集します。

具体的には下記のような関係機関を招集します。

筑後市地域包括支援センター（センター長、センター次長、主任ケアマネージャー、保健師、社会福祉士、担当地区ステーション職員）

担当ケアマネージャー

居宅サービス提供事業所

医療機関

民生委員

行政区長などの地域住民

高齢者虐待対応チーム（弁護士・社会福祉士）

消防署

警察署
高齢者支援係
福祉事務所等の行政における担当課
その他必要に応じ、関係機関を招集します。

5) 立入調査

高齢者虐待への対応や事実確認は、虐待者や被虐待者の理解を得ながら進めることが基本です。しかし様々な方法で支援を試みても虐待者の理解が得られず、高齢者の安否の確認や援助の実施ができない場合があります。

そこで、高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると市長が認めるときは、立ち入り調査を実施することが可能となりました（第11条）。

立入調査の実施に当たっては、高齢者本人の意思を事前に確認し、意思を尊重することが重要です。高齢者本人の安否や意思が事前に確認でき、高齢者自身が介入を拒否している場合には、立入調査の要件には当たらない場合もあります。一方で、高齢者本人が認知症などにより適切な判断ができないために拒否的な対応になってしまう場合もあるため、慎重な判断が求められます。

立入調査を実施するに当たっては、事前に、警察を含めた関係機関と連携し、計画的に実施することが重要です。

また立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは提示しなければならないとされています（第11条第2項）。

立入調査が必要と判断される状況の例

（厚生労働省 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について
より抜粋）

- ・ 高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- ・ 高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- ・ 何らかの団体や組織、あるいは個人が、高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断されるとき。
- ・ 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の可能性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- ・ 高齢者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものがないとき。
- ・ 入院や医療的な措置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- ・ 入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や高齢者の安全が懸念されるようなとき。

- ・ 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- ・ 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- ・ その他、虐待の可能性が高いと判断されたり、高齢者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難であるとき。

6) 高齢者、養護者への支援

個別ケース会議で作成した支援計画に沿って、高齢者や養護者への支援を行います。

具体的には、介護保険サービスや在宅福祉サービスの利用支援、介護保険施設や養護老人ホーム等への入所支援、成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用支援などがあります。支援を行う際には、市役所担当課や居宅介護支援事業所、社会福祉協議会等の各関係機関と連携します。

養護者に対する支援としては、高齢者が何らかのサービスを利用することで養護者の介護負担の軽減を図ることや、養護者に対し消費生活相談の窓口や就労相談の窓口を紹介することなどがあります。

サービスを利用することの必要性を説明したり、利用できるサービスについての情報提供を行ったりしても、高齢者や養護者がサービスの利用を強く拒否する場合があります。このようにサービスの利用が困難な場合には、地域包括支援センターや関係機関等が連携して定期的な見守り訪問を行い、経過を見守ります。

7) 評価・終結

一定期間後、関係者からの情報収集や自宅訪問を行い、支援状況の評価を行います。

支援状況の評価は、被虐待者、養護等の支援・サービス等の受け入れ状況や生活状況全般の確認を行います。確認を受けてコアメンバー会議を開催し、被虐待者・養護者へ支援を行うことで、虐待の状況が改善しているか、新たな問題が発生していないか等の確認を行います。

虐待の状況が改善せず、新たな問題が発生している場合には、再度ケース会議を開催し、支援方法の見直しを行い、それに沿った支援を行います。

コアメンバー会議において、新たな問題の発生がなく高齢者虐待が解消し生活が安定したと判断された場合は、高齢者虐待事例としての支援は終結します。一旦支援が終結したものの高齢者虐待が再発した場合には、再度、高齢者虐待事例としての支援を開始します。

(資料)

権利擁護相談受付票

											初回	継続
係					センター 次長		セン ター長		記録者			
相談日時	平成 年 月 日 時 分 ～ 時 分											
対象者	氏名						男・女	生年月日	年 月 日			
	住所							電話番号				
相談者	氏名						男・女	続柄				
	住所							電話番号				
家族構成							介護保険の申請の有無	有 ・ 無				
							介護度 有効期限	(~)				
							ケアマネジャー 居宅介護支援事業所名	()				
							サービス利用状況					
経済状況	国民年金 厚生年金 共済年金 生活保護 その他()						身障手帳					
既往 病状							主治医 病院名					
身体 状 況	寝たきり度	自立	J1	J2	A1	A2	B1	B2	C1	C2		
	認知度	自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	M				
	歩行	自立	伝え歩き		杖(歩行器)歩行			車椅子	できない			
	排泄	自立	声かけ見守り			ポータブルトイレ(紙パンツ等使用)			一部介助 全介助			
	着脱	自立	声かけ見守り			一部介助		全介助				
	入浴	自立	声かけ見守り			一部介助		全介助		清拭のみ		
	食事	自立	声かけ見守り			一部介助		全介助				
	金銭管理	自立	声かけ見守り			一部介助		全介助				
相談内容 (問題点)												
今後の支援方針												
特記事項 その他												
会議日程	年 月 日 時 分 ～ 時 分							会議出席者				

(資料)

事実確認項目（サイン）

※1:「通」:通報があった内容に○をつける。「確認日」:地域包括支援センター職員が確認した日付を記入。

※2:太字の項目が確認された場合は、『緊急保護の検討』が必要。

通	確認日	確認項目	サイン:当てはまるものがあれば○で囲み、他に気になる点があれば()に簡単に記入	確認方法
身体 の 状 態 ・ け が 等		外傷等	頭部外傷(血腫、骨折等の疑い)、腹部外傷、重度の擦そう、その他() 部位: 大きさ:	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		全身状態・意識レベル	全身衰弱、意識混濁、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		脱水症状	重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、軽い脱水症状、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		栄養状態等	栄養失調、低栄養・低血糖の疑い、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		あざや傷	身体に複数のあざ、頻繁なあざ、やけど、刺し傷、打撲痕・腫張、床ずれ、その他() 部位: 大きさ: 色:	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		その他		1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
生活 の 状 況		衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		適切な食事	菓子パンのみの食事、余所ではガツガツ食べる、拒食や過食が見られる、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		行為の制限	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない、長時間家の外に出されている、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		不自然な状況	資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている、年金通帳・預貯金通帳がない、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、暖房の欠如、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		その他		1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
話 の 内 容		恐怖や不安の訴え	「怖い」「痛い」「怒られる」「殴られる」などの発言、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		保護の訴え	「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りにたくない」などの発言、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		強い自殺念慮	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		金銭の訴え	「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		性的事柄の訴え	「生殖器の写真を撮られた」などの発言、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		話のためらい	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		その他		1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
表情 ・ 態 度		おびえ、不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		無気力さ	無気力な表情、問いかけに無反応、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		態度の変化	家族のいる場面いない場面で態度が異なる、なぜやいな態度、急な態度の変化、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		その他		1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
適 切 な 支 援		適切な医療の受診	家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		適切な服薬の管理	本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		入退院の状況	入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		適切な介護等サービス	必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		支援のためらい・拒否	援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		費用負担	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		その他		1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
養 護 者 の 態 度 等		支援者への発言	「何をやるかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		保護の訴え	虐待者が高齢者の保護を求めている、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		暴力、脅し等	刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		高齢者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		高齢者への発言	「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとうとうしない、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		支援者に対する態度	援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		精神状態・判断能力	虐待者の精神的不安定・判断力低下、非現実的な認識、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		その他		1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()

緊急判断レベルとその判断基準および支援方法

コアメンバー会議にて、緊急判断レベルを協議します。

また、事実確認後にも再度、緊急判断レベルを協議し、支援方法を策定します。

虐待緊急判断レベル	判断基準	支援方法
見守り 声かけ レベル	・ 虐待の疑いはあるものの、家族（養護者）に介護力が認められ、話し合い等で、状況の改善が見込める場合。 ・ 本人（認知症がない（軽度）場合）が、虐待の事実がないことを主張し、なおかつ健康状態等に問題がない場合。 ・ 心理的虐待の場合で、家庭内でのコミュニケーションや一時的なやり取りと捉えられる場合。 ・ 経済的虐待の場合で、本人ができないために、家族（養護者）が全ての金銭管理を担っていると考えられる場合。	・ 見守り訪問（地域包括支援センター、相談者、サービス事業者、ケアマネジャー等） ・ 地域（民生委員・近隣）での見守り、声かけ。 ・ 養護者に対する介護技術、サービス等の情報提供（相談相手としての関わり支援） ・ 養護者のストレス・介護疲れ等の把握 ・ 関係機関との連絡調整、情報提供、共有
サービス調整 レベル	・ 虐待の事実が疑われ、本人の健康状態、安否確認を早急に行う必要があると判断される場合。 ・ 本人に認知症がある場合、また介護が必要な状態と認められる場合。 ・ 家族（養護者）のストレスや介護疲れが明白であり、養護者にも何らかの支援が必要と判断される場合。 ・ 家庭内の不和が明白である場合。また、家庭内に精神疾患患者がいる、ギャンブル等による経済困難等の問題がある場合。介護が必要な状態と認められる場合。	・ 地域包括支援センターからの実態把握、安否確認訪問 ・ 養護者との面談、状況の聞き取り ・ 介護、福祉サービスの利用調整（介護保険等の申請等） ・ 本人の認知、介護状態の把握 ・ 個別ケース会議の開催

一時分離 レベル	・ 日常的に虐待があると認められ、一時的に分離したほうが良いと思われる場合。 ・ 本人と家族（養護者）の関係が極めて悪く、家庭内崩壊状態が認められる場合。（養護者の極度の介護疲れが認められる場合） ・ 本人の身体にあざや傷等が認められる場合。また、本人が精神的な不安定、不穏を訴えられている場合。	・ やむを得ない場合の措置施行。 ・ （一時保護、居室の確保） ・ 市町村（高齢者支援係）との連携 ・ 個別ケース会議の開催（高齢者虐待対応チームへの連絡、連携） ・ 家族（養護者）との面談。他親族への連絡調整。
危機回避 レベル	・ 虐待により、生命または身体への重大な危険があると判断される場合。 （本人に骨折、外傷、脱水症状、衰弱等が認められる場合） ・ 虐待があることが認められ、家族（養護者）が本人との面談を拒否した場合。 （本人の安否が確認できない場合） ・ 養護者の介護力が全く見込めない場合、また経済的虐待の場合で、養護者が本人に対して不利益がある金銭管理を行っていた場合。	・ 警察、消防への連絡、連携（介入） ・ 病院等の医療関係との連絡、連携 ・ やむを得ない場合の措置施行（施設入所等） ・ 成年後見制度、日常生活自立支援事業等の活用 （市町村申し立て）

高齢者虐待対応ケース支援計画書

対象	優先 順位	課題	目標	具体的な役割分担		
				何を・どのように	支援機関・担当者等	実施日時・期間／評価日
高齢者						
養護者						
その他の家族						
関係者						
対応が困難な課題／今後検討しなければならない事項等(虐待終結に向けた課題等を記載)					計画評価予定日 年 月 日	

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

第五章 どんな制度が利用できるだろう？

1. 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などの理由により判断能力が不十分な方々は、財産、金銭の管理や、さまざまな法的手続きを行う必要があっても、自分でこれらのことを行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。このような判断能力が不十分な方々の財産や権利を保護し、生活を支援することを目的とした制度が成年後見制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

1) 法定後見制度

援助は本人の判断能力の状態によって「後見」「保佐」「補助」の3類型があります。

		後見	保佐	補助
対象となる方		判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる方		本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など		
申立て窓口		本人の住所地を管轄する家庭裁判所 (生活の本拠があればよく住民票上の住所でなくても差し支えない)		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	●財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）	● <u>特定の事項</u> についての同意権、取消権（日常生活に関する行為を除く）	
	申立てにより与えられる権限		●特定の事項以外の事項についての同意権、取消権（日常生活に関する行為を除く） ● <u>特定の法律行為</u> についての代理権	●特定の事項の一部についての同意権、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為についての代理権

- ・特定の事項…民法に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。
- ・同意権…本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意（了承）する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。
- ・特定の法律行為…民法に挙げられている同意を要する行為に限定されません。

2) 成年後見人(保佐人・補助人)の仕事

成年後見人の役割は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援することです。

成年後見人の仕事は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人の仕事ではありません。

成年後見人は本人に代わって行った事務行為について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の監督を受けることになります。

成年後見人は、具体的には、次のようなことを行います。

① 財産目録を作る

本人の財産の状況などを明らかにして、成年後見人選任後 1 ヶ月以内に、家庭裁判所に財産目録を提出します。

② 今後の予定を立てる

本人の意向を尊重し、本人にふさわしい暮らし方や支援の仕方を考えて、財産管理や介護、入院などの契約について、今後の計画と収支予定を立てます。

③ 本人の財産を管理する

本人の預金通帳などを管理し、収入や支出の記録を残します。

④ 本人に代わって契約を結ぶ

介護サービスの利用契約や、施設への入所契約などを本人に代わって行います。

⑤ 仕事の状況を家庭裁判所に報告する

家庭裁判所に対して、成年後見人として行った仕事の報告をし、助言や指導を受けます。そのため、後見人が本人の意思に反して勝手に物事を進めることはできません。また、裁判所に報告を行うことで、本人の財産を悪用することができない仕組みとなっています。

3) 任意後見制度

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。

本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所で本人の任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

この手続きを申し立てることができるのは、本人やその配偶者、任意後見受任者、四親等内の親族などです。

公証役場	住所	TEL	FAX
久留米公証役場	久留米市中央町 28-7 明治通 3 丁目ビル	0942-32-3307	0942-39-2321

4) 申立て費用

① 法定後見制度

補助：20,000 円程度

(申立手数料 800 円、登記印紙 4,000 円、戸籍謄本発行手数料等)

保佐・後見：30,000 円～100,000 円

(申立手数料や登記印紙等の 20,000 円に加え、鑑定費用が必要となります。)

② 任意後見制度

公正証書作成料と申立て費用を合わせて 20,000 円程度

(申立手数料 800 円、登記印紙 2,000 円、戸籍謄本発行手数料等)

5) 相談窓口

相 談 窓 口	住所	TEL	FAX
筑後市地域包括支援センター 「いきいき」	筑後市山ノ井 898	0942-53-4162	0942-53-4234

相 談 窓 口	住所	TEL	FAX
家庭裁判所八女支部	八女市本町 537-4	0943-23-4036	

(参考：家庭裁判所 成年後見制度－詳しく知っていただくために－ 平成 21 年 6 月)

2. 日常生活自立支援事業

社会福祉法に基づき、認知症、知的障害、精神障害がある方で判断能力が不十分なために日常生活に困っている方に対して、福祉サービスの利用のお手伝いや、日常的な金銭の出し入れのお手伝いをを行います。

1) サービスの内容

① 福祉サービスの利用援助

例えば・・・

- ・福祉サービスについての相談を受け、情報提供、助言をします。
- ・福祉サービスを利用する（やめる）ための手続きのお手伝いをします。
- ・福祉サービスの利用料金の支払いのお手伝いをします。
- ・福祉サービスについて不満があるとき、苦情解決のための制度を利用する手続きのお手伝いをします。

② 日常的金銭管理

- ・福祉サービスの利用援助に関連して、日常的金銭管理を行います。
- ・年金を受け取ったり、医療費や税金、保険料、公共料金などを支払ったり、預金や貯金の出し入れのお手伝いをします。

□ 利用料：1時間 1,000円以内 以降30分超えるごとに350円ずつ加算されます。

（上限3時間 2,750円）

※生活保護受給者の方は無料

③ 書類預かりサービス

日常的な金銭管理で使用する預金通帳や銀行印などを預かります。また、それ以外の書類等（権利書、年金証書、契約書類等）を預かります。

□ 預かり料：預貯金通帳・印鑑 月350円

権利書・年金証書等 月250円

※生活保護受給者の方は無料

④ お手伝いをするのは・・・

「生活支援員」と呼ばれる人たちです。民生委員や社会福祉協議会の職員などがその役割を担います。

2) 相談窓口

相 談 窓 口	住所	TEL	FAX
筑後市社会福祉協議会	筑後市野町 680-1	0942-52-3969	0942-53-6677

（参考：日常生活自立支援事業 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会）

(資料)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設、同条第二十六項に規定する介護

療養型医療施設若しくは同法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室

を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（専門的に従事する職員の確保）

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職

員を確保するよう努めなければならない。

（連携協力体制）

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の三十九第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

（事務の委託）

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち适当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（周知）

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

（都道府県の援助等）

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務

上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。
都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

（通報等を受けた場合の措置）

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

（公表）

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

（調査研究）

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（成年後見制度の利用促進）

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（検討）

2 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。



平成 22 年 7 月

筑後市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会

筑後市地域包括支援センターいきいき

〒833-8601 筑後市大字山ノ井 898

TEL: 0942-53-4162 / FAX: 0942-53-4234